

第2章 島根を取り巻く情勢

1. 時代の潮流

(1) 全国的な人口減少・少子高齢社会の到来

我が国の人囗は既に減り始めています。高齢者の割合が今後さらに高まる中で、地域の活力を維持していくための取組みがますます重要となっています。

我が国の人囗は、平成 17 (2005) 年に 1 億 2,777 万人 (2005 年国勢調査) となり、前年の推計人口を戦後初めて下回りました。

国立社会保障・人口問題研究所 (以下、人口問題研究所という。) が平成 18 (2006) 年 12 月及び平成 19 (2007) 年 5 月に発表した人口の将来推計によると、我が国の人囗は長期の減少過程に入り、2020 年代後半には全ての都道府県で人口が減少し、平成 58 (2046) 年に 1 億人を割ると予想されています。

「日本の将来推計人囗」(H18.12 中位推計)	総人口 (千人)	年少人口 (0~14 歳)	生産年齢人口 (15~64 歳)	老人人口 (65 歳以上)
平成 17 (2005) 年 ※2005 国勢調査結果	127,768	17,585 (13.8%)	84,422 (66.1%)	25,761 (20.2%)
...		...		
平成 27 (2015) 年	125,430	14,841 (11.8%)	76,807 (61.2%)	33,781 (26.9%)
...		...		
平成 67 (2055) 年	89,930	7,516 (8.4%)	45,951 (51.1%)	36,463 (40.5%)

また、年齢 3 区別の推計では、年少人口・生産年齢人口の数・割合とも今後減少し続けます。一方で、老人人口は平成 54 (2042) 年まで増加し、以降減少に転じますが、総人口に対する割合は一貫して上昇を続け、平成 67 (2055) 年には 40.5% に達し、国民の 2.5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者、また、4 人に 1 人が 75 歳以上の高齢者になると予想されています。

いよいよ我が国は、本格的な人口減少社会に突入し、超少子高齢社会に向かっていると言えます。

このことは、労働力人口の減少や消費需要の減少による生産活動の縮小、税収の減少や年金・医療・福祉など社会保障費の増加、さらには、地域のコミュニティ機能の低下など、経済、暮らし、地域社会といった我が国の活動全般に様々な影響を与えるものと懸念されています。今後、我が国が人口減少下にあっても成長を続けるためには、技術革新などによる労働生産性の向上や、社会保障制度の見直しなどが不可欠であると言われています。

特に、地方においては、人口減少は地域の存続にも関わる問題であり、高齢化が同時進行する中でも地域の活力を維持していくためには、若者が活き活きと働き、安心して子育てができる、生涯を通じ健やかに暮らせる社会づくりに向けた取組みが、より重要となります。

（2）地方分権社会の進展と国・地方を通じた厳しい財政状況

住民に身近な行政サービスは、できるだけ住民に身近な行政主体が担うという観点から、第二期地方分権改革に向けた検討が進められています。

平成 12 年に「地方分権一括法」が施行され、国と地方の権限面での改革が行われるとともに、いわゆる「三位一体の改革」により、国から地方への約 3 兆円の税源移譲が実施されました。また、「地方分権改革推進法」が平成 18 年 12 月に成立し、国においては地方分権改革推進委員会が発足し、平成 19 年 11 月に「中間的な取りまとめ」が策定されるなど、第二期地方分権改革に向けた流れが加速しています。今後は、地方分権改革推進委員会における勧告などを経て、政府は平成 22 年春までに「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を国会に提出することを目指しています。

また、全国各地で市町村合併が進みました。平成 11 年 3 月 31 日時点では全国に 3,232 の市町村がありましたが、平成 19 年 3 月 31 日時点では 1,804 市町村となり 4 割以上減少しました。

平成 18 年 2 月に出された第 28 次地方制度調査会の「道州制のあり方に関する答申」においては、「道州制の導入が適当」との方向性が示され、国や全国知事会などにおいても道州制の議論が本格化しています。

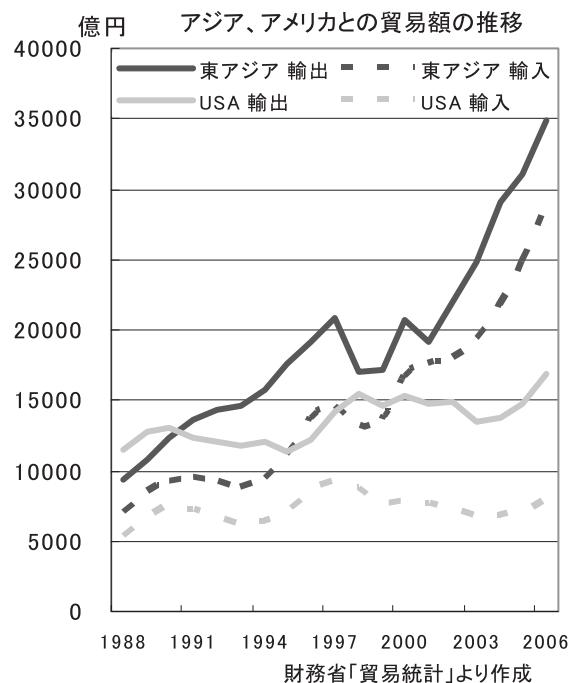
一方で、地方財政に関しては、国・地方ともに厳しい財政状況にある中で、近年、地方交付税の大幅な削減や、地方間の税源の偏在などにより、財政力格差が拡大しており、大きな課題となっています。このため、平成 20 年度政府予算案においては、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置として、地方間の税源の偏在の大きい法人事業税の一部を国税として徴収し、譲与税として人口や従業員数に応じて再配分する方策が盛り込まれました。

(3) 経済のグローバル化

世界的な規模でグローバル化が進展し、我が国では特に東アジア地域との結びつきが深まっています。

世界的な規模で、資本・労働力の移動が増大し、国同士や地域間の経済的な結びつきが深まるグローバル化が急速に進展しています。これに伴い、企業は、世界市場を視野に入れた経営展開を余儀なくされています。安価な衣料品や食料品の輸入、海外への生産拠点の流出による国内産業の空洞化等、ITの飛躍的な発展とも相まって、私たちの生活もグローバル化の影響を強く受けています。特に、アメリカに代わって日本の最大の貿易相手先となった東アジア地域は、経済成長が著しく、これらの国々との経済的な結びつきを深めることによって、日本の経済成長力が強化されることが期待されています。

グローバル化に対応するため、EPA³の取組み強化や観光立国・航空自由化の推進等、経済のオープン化を進める政策がとられる一方、農業分野における担い手への施策の集中化を図るなどの構造改革も行われています。



(4) 情報化・科学技術の進展

IT、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーなど、多様な技術革新を幅広い分野に浸透させる取組みが経済の成長力強化につながっています。

家庭内へのパソコンの普及などに伴いインターネットの利用も浸透してきており、近年は、音楽や動画等の大容量のデジタルコンテンツ⁴を利用できる光ファイバー網も普及してきています。さらに、携帯電話をはじめとする携帯情報通信端末は、一層小型化・軽量化されるとともに、無線通信技術の発達等により、

³ EPA : Economic Partnership Agreement 「経済連携協定」、関税等の貿易上の障壁を取り除くだけではなく、投資や労働等の様々な分野において連携を一層強化しようとする協定

⁴ デジタルコンテンツ : インターネットを通じて提供される文字、写真、音楽、ビデオなどの情報

カメラ、ゲーム、テレビ電話、音楽再生、決済、テレビ受信など、多機能化が進んでいます。テレビやビデオ等、私たちが生活する上で必要な家電製品もデジタル化が進んでいます。

また、新たな個人の情報発信手段としてブログ⁵やSNS⁶などの利用がここ数年で急速に拡大しているほか、インターネットによる通信販売やオークション、オンラインゲーム⁷などが急速に普及してきています。

このようにITの急速な進展は、私たちの経済活動やライフスタイルに大きな影響を与えるようになっています。

一方、企業、特にサービス産業における生産性水準を高めるため、中小企業を中心としてIT化の基盤の整備を促進するための取組みが行われています。また、電子政府の実現やテレワーク⁸の推進などに取り組むとともに、IT社会を支える人材の育成などITの一層の利活用の推進に向けた取組みも行われています。

科学技術の分野においては、経済成長の原動力となるナノテクノロジー⁹やバイオテクノロジーなどの技術革新が継続的に生み出される環境を整備するため、理工系の人材の確保や産学官の連携などの取組みが行われています。

（5）社会保障制度の一体的な見直し

医療制度の改革や予防を重視した健康づくりの推進など、社会保障制度全体の見直しが進められています。

財政の健全化を図りつつ、本格的な人口減少・少子高齢化社会に対応した持続可能な制度とするため、社会保障制度の一体的な見直しが進められています。

介護保険制度は、介護予防を重視した制度へと見直され、障害者施策においては、障害者の自立支援を重視した「障害者自立支援法」が施行されました。また、医療制度改革によって、高齢者医療における本人負担が見直されるとともに新たな高齢者医療制度の創設が予定されています。このように、私たちの生活の安心のよりどころとなる社会保障制度は、ここ数年で大きく変わろうとしています。

⁵ ブログ：個人やグループの情報を日記形式で提供するウェブサイト

⁶ SNS：Social Networking Service 「ソーシャルネットワーキングサービス」、趣味等の情報交換の場をインターネット上で提供するサービス。多くのSNSでは会員からの紹介がなければ加入できない仕組みとなっている。

⁷ オンラインゲーム：囲碁や将棋をはじめとしたインターネットを通じて行うゲーム

⁸ テレワーク：インターネットを利用した、在宅等で時間や場所にとらわれない働き方

⁹ ナノテクノロジー：カーボンナノチューブ等に代表される原子や分子のレベルで物質を制御する技術

（6）環境問題や安全・安心への関心の高まり

地球規模で深刻化する環境問題への対応、治安対策や防災・減災対策などの安全・安心の確保に向けた取組みが重要となっています。

進行する地球の温暖化は、異常気温や台風、大雨の増加等、私たちの生活に直接影響を及ぼすようになってきています。

また、テレビやパソコン等の電気製品からポリ袋などのプラスチック製容器まで、多種多様な廃棄物は年々増加しており、私たちの生活や健康に悪影響を及ぼす危険性も指摘されています。

さらに、経済活動から生じる環境負荷が世界的規模で拡大した結果、多くの野生動物が絶滅するおそれが出てくるなど、人類の生存基盤でもある生物の生態系が危機にさらされています。

これら地球温暖化や廃棄物等の問題は、世界人口の増加や近年の途上国の経済発展に伴い、ますます深刻化するおそれがあり、地球規模で対応すべき喫緊の課題となっています。

このため、国においては、環境分野における「持続可能な社会」への転換を目指し、京都議定書¹⁰に基づく二酸化炭素削減計画の確実な達成に向けた取組みをはじめとする脱温暖化社会づくりや、3R¹¹の一層の推進による循環型社会の構築を図るとともに、環境分野における国際協力を展開しています。

このような中で、とりわけ森林は、二酸化炭素の削減に大きく役立つほか、国土の保全、水資源の涵養などを通じ、所在地域のみならず、国全体の環境保全に資する大切な資源です。地球環境保護に向けて、こうした森林が果たす役割に対し、国をあげて支援する取組みが求められています。

また、近年、大規模地震や集中豪雨による大規模水害など、私たちの生命や財産を脅かす災害が頻発しています。さらに、品質表示の偽装などに見られる倫理観や安全意識の欠如による事件・事故、インターネットや携帯電話を利用した犯罪、高齢者や子どもを狙った犯罪等、私たちの生活を不安に陥れる様々な出来事が連日のように報道されています。このため、地域や企業、団体と連携した治安対策や防災・減災対策等の取組みが推進されています。

さらに、BSE や鳥インフルエンザ、人体に有害な化学物質を含む輸入食品の問題などに対しては、供給側の検査の徹底に加え、消費者においては、食の安全に対する正しい知識や判断が求められています。

¹⁰ 京都議定書：平成9（1997）年に京都市で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議」で採択された議定書。先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定している。

¹¹ 3R：Reduce, Reuse, Recycle（リデュース、リユース、リサイクル）、ごみの発生抑制、再使用、ごみの再生利用の優先順位で廃棄物の抑制を図る取組み

(7) 多様な価値観が共存する成熟社会

一人ひとりの価値観や個性を尊重する中にも、連携や調和を大切にする社会の実現が求められています。

我が国は、これまでの経済的発展により生活水準の向上が図られ、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進みました。「物の豊かさ」から「心の豊かさ」をより重視する傾向が顕著になり、豊かな自然・文化とのふれあいや田舎のゆとりある暮らしを求めたり、ボランティア・NPOによる社会貢献活動に精神的な充足を求める人なども増えています。

また、IT化の進展は、ネットワークを介しての買い物、金融、医療などのサービスの享受や、時間や場所にとらわれない就業を可能にしました。大きく変化した人々の生活様式は、さらに多様化していくものと考えられます。

一方、経済、環境、文化など多様な分野において国際化が進展するとともに、外国人住民も増え、様々な価値観や異文化とふれあう機会が増しています。

一人ひとりが価値観を尊重し合い、多様な個性を育む中にも、連携や調和を大切にすることができる、真の成熟した社会の実現が求められています。

[参考文献]

「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)、「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)、「平成19年版 高齢社会白書」、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」、「日本経済の進路と戦略」、「経済財政改革の基本方針2007」、「21世紀環境立国戦略」、「平成16年度 年次経済財政報告」、「平成19年度 年次経済財政報告」、「平成19年版 情報通信白書」、「平成19年版 環境・循環型社会白書」、「平成18年版 循環型社会白書」、「第50回 国民生活白書」